

オーナー社長のための確定申告

今年も確定申告の時期(令和4年3/15(火)締切)がやってきました。今回は、中小企業のオーナー社長が確定申告をしなければいけない場合、確定申告した方がお得な場合などについてお伝えします。

I オーナー社長が確定申告しなければならない場合！

オーナー社長の確定申告が必要か、不要かについて、以下にまとめてみました。ご確認ください。

年末調整をしていない		確定申告が必要
年末調整をしている	2カ所以上の会社から給与を受け取っている	
	自社から家賃を受け取っている	
	自社から貸付金の利息を受け取っている	
	自社の配当金を10万円超受け取っている	
自社以外給与収入なし 自社以外の家賃収入などの所得が年20万円以下		確定申告は不要
以下IIのいずれかに該当する		確定申告をすると お得です

※上記は一例ですので、判断に迷われる場合は、ご相談ください。

II 確定申告すると還付金が受け取れる場合があります

以下のいずれかに該当する方については、本来は確定申告不要ですが、確定申告をすることにより、給与などの収入から天引きされている所得税の還付などを受けられることがあります。

年間の医療費が10万円を超える	年間の医療費が10万円(または所得の5%のいずれか低い額)を超えた場合に、超えた金額を最大200万円まで所得から控除でき、還付金が受け取れます。対象の医療費(※)を集計してください。
※対象の医療費	医師・歯科医師の治療費、治療のための医薬品(市販薬含む)、通院のための公共交通機関の交通費、レーシック(眼科)、インプラント(歯科)、治療目的の歯列矯正、医師の指示による差額ベット代、介護保険サービスのうち医療費に該当する部分(領収書などに記載があります)などが対象となります。
マイホームを売って損が出た	5年超所有していたマイホームを買い替えて譲渡損となった場合の損失の金額か、買い替えはしないが売却金額を返済に充てても残った住宅ローンの残額を所得から控除できます。また、1年間で控除しきれない損失や住宅ローンの残額については3年間の繰越が認められます。
株式の売買で損が出た	株式の売買による損失は、確定申告することにより、3年間の繰越ができます。※確定申告することにより、扶養控除が適用できなくなったり、国民健康保険料が上がる場合があるので注意してください。
雑損控除が適用できる 又は 義援金などの寄付を行った	災害により、自宅を修繕したなどの場合、領収書の添付があれば、雑損控除として、その金額を所得から控除することができます。また、義援金など寄付を行った方は、寄付先に応じて寄付金控除を適用することができます。
ふるさと納税をした	確定申告又はワンストップ特例申請をしないと、税金の控除が受けられません。注意点として、ワンストップ特例申請をしても、確定申告書には再度ふるさと納税の記載をしないと、ワンストップ特例申請が無効となります。

III オーナー社長が受け取る配当金は二重課税されている！？

オーナー社長が自社から受け取る配当金が年間10万円を超える場合には、上記Iの表のとおり、確定申告が必要です。この配当金は法人税の計算上、経費とはならず、法人税を払ったあとの利益を原資としています。そのため、オーナー社長が受け取る配当金は、法人税と所得税がかかっていることになり、税金の負担が重くなっています。

